

自治体SDGs推進評価・調査検討会（第1回）の開催結果について（概要）

2

4 ○日時：平成30年1月31日（水）13:00～15:00

6 ○場所：永田町合同庁舎 特別会議室

8 ○実施内容：

10 SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定に向けて、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業について求めるもの、選定基準について議論を行った。

12 ○概要：

14 <検討会全般について>

14 ・座長は村上周三委員、座長代理は秋山弘子委員が選出された。

16 ・「評価に当たっての留意事項」（資料4）につき、委員によるSDGsの普及啓発に関する活動を妨げるものではないが、自治体との提案に関する具体的な接触は避けるという趣旨の明確化が
18 図られた。

20 <今後の進め方について>

22 ・自治体SDGsモデル事業の求める経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組という目標は非常に重要。補助金をきっかけに自治体が自律的に活動を続ける自律的好循環を目指すという趣旨にも賛同する。

24

26 ・SDGs未来都市の国外への情報発信の手法について委員から質問があり、政府では国連ハイレベル政治フォーラムや二国間の関係等において積極的に取組を発信していきたいこと、自治体においては、国際協力の枠組み等の機会を活用した発信を期待していることを事務局より回答した。
2830 ・委員より、自治体SDGsモデル事業補助金の取扱いについて、民間企業との連携について質問があり、事務局よりモデル事業に採択された場合は、国から自治体へと補助金を交付し、自治体の計画により民間企業へ委託等を行うことは可能であると回答した。
3234 ・委員及び座長より、自治体SDGsモデル事業について世界に発信するモデルを作るためにはその形成やフォローアップ、海外を含めた他自治体への普及の過程において支援をしていくことが重要であり、有識者等の関与が必要である旨の意見が述べられた。事務局からは、専門家や関係省庁によるタスクフォースにおいて、選定都市の計画のブラッシュアップや選定後の支援をしていく旨回答した。
38

2 ・委員より、自治体に対する案件形成支援の重要性についての意見が示され、事務局から事務局
を窓口とし、説明会の開催や事前相談を受け付ける形での支援を行っていく旨を回答した。

4

<選定基準について>

6 ・座長より、SDGs未来都市等の募集要領（参考資料5）の作成主体は内閣府であり、委員会
にとっては選定基準案の検討における参考の位置づけである旨説明があった。

8

10 ・委員より募集要領には、自治体がSDGsの理念に理解を深めてから応募できるように、2030
アジェンダ等の参考資料を引用することが望ましい旨の発言があった。

12 ・複数の委員から、SDGs未来都市と自治体SDGsモデル事業の選定基準について、両取組
を併せて評価することの意義や、基準案における両取組を区別した記載方法、自治体SDGsモ
14 デル事業の方が配点が高い点等について意見が提示され、議論がなされた。事務局からは、今回
の選定に当たっては、SDGs未来都市として選定される都市は、SDGsに関する総合的かつ
16 基本的な取組を実施する又はする予定のある地域であることのみならず、経済・社会・環境の三
側面を統合した先導的な事業を実施するポテンシャルのある地域であるべきであり、SDGs未
18 来都市及び自治体SDGsモデル事業の双方を総合的に評価する必要があること、そのため、自
治体SDGsモデル事業への配点が高いことという考え方を提示した。議論の結果、総合的な評
20 価については了承されるとともに、自治体にとってのわかりやすさの観点から、SDGsに関す
る全体計画と自治体SDGsモデル事業に関する記載を分割することとなった。

22

24 ・座長及び委員より、基準案「2. ①（3）優先的に取り上げるゴール」及び「2. ⑤（1）選
択したゴールの達成に向けた効果」について、ゴールのみならずターゲットについても明記すべ
26 きとの意見が出され、修正されることとなった。

28 ・委員より、選定された都市における計画の進捗管理の重要性について意見があり、基準案「2.
④（1）行政体内部の執行体制」の評価・採点の視点に要素として追記することとなった。

30

32 ・その他、追加的な意見については2月2日（金）までに提出し、その取扱いについては座長預
かりとすることが了承された。

○次回予定：

平成30年3月27日（火）15:00～17:00